

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

「第三十条（選挙人名簿の再調製）

第四章の二 在外選挙人名簿（第三十条の二―三十条

第三十条の二（在外選挙人名簿）

第三十条の三（在外選挙人名簿の様式等）

第三十条の四（在外選挙人名簿の被登録資格）

第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請）

第三十条の六（在外選挙人名簿の登録）

第三十条の七（在外選挙人名簿に係る縦覧）

第三十条の八（在外選挙人名簿の登録に関する異

第三十条の九（在外選挙人名簿の表示及び訂正

第三十条の十（在外選挙人名簿の登録の抹消）

目次中「第三十条（選挙人名簿の再調製）」を

第三十条の十一 (在外選挙人名簿に関する通報及

第三十条の十二 (在外選挙人名簿に関する本籍地

第三十条の十三 (在外選挙人名簿の再調製)

第三十条の十四 (在外選挙人名簿の登録に関する

の十四)

に、「第四十二条 (選挙人名簿の登録と投票)」を「第四十二条 (選挙人名

議の申出及び訴訟)

等)

び閲覧等)

の市町村長からの通知)

政令への委任)

「第四十九条及び第四十九

簿又は在外選挙人名簿の登録と投票)」に、「第四十九条 (不在者投票)」を 第四十九条の三 (在外

第四十九条の四 (在外

条の二 (不在者投票)

選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票) に、「第二百五十五条 (不在者投票の場合の罰

選挙人名簿に登録されている選挙人の帰国の際の投票)」

「第二百五十五条 (不在者投票等の場合の罰則の適用)

則の適用)」を 第二百五十五条の二 (在外投票の場合の罰則の適用) に、「第二百六十九条 (指定

第二百五十五条の三 (国外犯) 」

「第二百六十九条 (指定都市に対する本法の適用関係)

都市に対する本法の適用関係)」を 第二百六十九条の二 (選挙に関する期日の国外における取扱い)

第二百六十九条の三 (選挙が行われることの国外における周知)」

に、「第二百七十一条の四 (再立候補の場合の特例)」を 「第二百七十一条の四 (再立候補の場合の特

第二百七十一条の五 (在外投票等を行うこ

例)

に改める。

とができない場合の取扱い)」

第十一条第三項中「住所を有するもの」の下に「又は他の市町村において第三十条の六(在外選挙人名簿の登録)の規定による在外選挙人名簿の登録がされているもの」を加える。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 在外選挙人名簿

(在外選挙人名簿)

第三十条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿のほか、在外選挙人名簿の調製及び保管を行う。

2 在外選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、衆議院議員及び参議院議員の選挙を通じて一の名簿とする。

3 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

4 選挙を行う場合において必要があるときは、在外選挙人名簿の抄本を用いることができる。  
(在外選挙人名簿の様式等)

第三十条の三 在外選挙人名簿は、カード式名簿とする。

2 在外選挙人名簿には、選挙人の氏名、最終住所(選挙人が国外へ住所を移す直前に国内において作成された住民票に記載されていた住所をいう。以下同じ。)又は本籍、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、在外選挙人名簿を編製

する投票区を指定しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、在外選挙人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

(在外選挙人名簿の被登録資格)

第三十条の四 在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満二十年以上の日本国民

(第十一条(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項若しくは第二百五十二条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)又は政治資金規正法第二十八条(政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の規定により選挙権を有しない者を除く。)で、引き続き三箇月以上国外に住所を有するもの(将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者に限る。)について行う。

(在外選挙人名簿の登録の申請)

第三十条の五 前条の規定により在外選挙人名簿に登録される資格を有する者は、政令で定めるところにより、文書で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

一 申請の時ににおいて国外へ住所を移した日後五年を経過するに至っていない者で国内の市町村において住民票の消除がされた日後五年を経過するに至っていないもの 最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会

二 前号に掲げる者以外の者 申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会

2 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、当該申請をする者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）（当該住所を管轄する領事官がない場合その他特別の事情のある場合には、命令で定める領事官）を経由してしなければならない。

3 前項の場合において、領事官は、政令で定めるところにより、第一項の規定による申請書にその申請をした者の資格に関する意見を付して、直ちに、同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

（在外選挙人名簿の登録）

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙

人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間においては、前項の規定にかかわらず、登録を行わない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による登録をしたとき又は当該登録をしない旨を決定したときは、前条第三項の規定により同条第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、同項の規定による申請をした者に対し、在外選挙人名簿に登録されている者であることの証明書（以下「在外選挙人証」という。）を交付し、又は当該登録をしない旨及びその理由を通知しなければならない。

（在外選挙人名簿に係る縦覧）

第三十条の七 市町村の選挙管理委員会は、毎年四回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際、政令で定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、最終住所又は本籍及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。



2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

(在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟)

第三十条の八 第二十四条(異議の申出)及び第二十五条(訴訟)の規定は、在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「七日」とあるのは、「七日(政令で定める場合には、郵送に要した日数を除く。)」と読み替えるものとする。

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

第三十条の九 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第十一条(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項若しくは第二百五十二条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)若しくは政治資金規正法第二十八条(政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の規定により選挙権を有しなくなったこと又は在外選挙人名簿に登録されている者について国内の市町村において住民票が新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があつたこと又は誤

りがあることを知った場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号から第四号までに掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。
- 四 将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者でなくなったことを知ったとき。

(在外選挙人名簿に関する通報及び閲覧等)

第三十条の十一 領事官は、在外選挙人名簿に登録されている者の氏名その他の在外選挙人名簿の記載内容

に関する政令で定める文書閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。

2 第二十九条（通報及び閲覧等）の規定は、在外選挙人名簿に登録される資格の確認に関する通報、在外選挙人名簿の抄本の閲覧その他便宜の供与及び在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

（在外選挙人名簿に関する本籍地の市町村長からの通知）

第三十条の十二 在外選挙人名簿に登録されている者の本籍地の市町村長は、その者につき、国内の市町村において住民票が新たに作成されたこと、氏名の変更があつたこと、死亡したこと又は日本の国籍を失つたことその他在外選挙人名簿について表示若しくは記載の修正若しくは訂正をし、又は在外選挙人名簿から抹消すべき事由が生じたことを知つたときは、遅滞なくその旨を在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

（在外選挙人名簿の再調製）

第三十条の十三 第三十条（選挙人名簿の再調製）の規定は、在外選挙人名簿の再調製について準用する。

（在外選挙人名簿の登録に関する政令への委任）

第三十条の十四 第三十条の四から前条までに規定するもののほか、第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請）第一項の規定により在外選挙人名簿の登録の申請をした者が将来国内に住所を定める意思を有する者であるかどうかの判定その他の在外選挙人名簿の登録に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の見出し及び同条第一項本文中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「到る」を「いたる」に改め、同条第二項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

第四十九条第一項中「選挙人で」を「選挙人名簿に登録されている選挙人で」に改め、「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、「次条」を「第五十条（選挙人の確認及び投票の拒否）」に改め、同条第二項中「選挙人」を「選挙人名簿に登録されている選挙人」に、「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第四十九条の二 選挙人名簿に登録されている選挙人で衆議院議員又は参議院議員の選挙の当日国外の住所に居住中であるべきことにより自ら投票所に行き投票をすることができないものの投票については、政令で定めるところにより、第四十二条（選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票）第一項ただし書、第

四十四条（投票所における投票）、第四十五条（投票用紙の交付及び様式）、第四十六条（投票の記載事項及び投函<sup>かん</sup>）第一項から第三項まで、第四十八条（代理投票）及び第五十条（選挙人の確認及び投票の拒否）の規定にかかわらず、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日前五日（投票用紙等の送付に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認める場合は、あらかじめ自治大臣が外務大臣と協議して指定する日。次条第一項において同じ。）までの間に、在外公館（著しく多数の日本国民が住所を有する地域に設置されている在外公館その他の自治大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館を除く。次条第一項及び第二項において同じ。）の長の管理する投票を記載する場所において行わせることができる。

2 前項の選挙人で次条第二項に規定する政令で定める事由のあるものの投票については、前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、投票用紙の送付を政令で定めるところにより市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿に付記した国外の住所において受け、投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により、行わせることができる。

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票)

第四十九条の三 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票しようとするものは、政令で定めるところにより、第四十四条(投票所においての投票)、第四十五条(投票用紙の交付及び様式)、第四十六条(投票の記載事項及び投函<sup>かん</sup>)第一項から第三項まで、第四十八条(代理投票)及び第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)の規定にかかわらず、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日前五日までの間に、自ら在外公館の長の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証その他政令で定める文書を提示して投票をしなければならぬ。

2 前項の選挙人で在外公館の所在地から遠隔である国外の地域にその住所を有することその他の政令で定める事由のあるものの投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、在外選挙人証(市町村の選挙管理委員会が、郵便投票によることができる旨等の記載をしたものに限る。)を添えて投票用紙の請求をし、投票用紙の送付を政令で定めるところにより市町村の選挙管理委員会が在外

選挙人名簿に付記した国外の住所において受け、投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により、行わせることができる。

3 前項の在外選挙人証への郵便投票によることができる旨の記載に関し必要な事項は、政令で定める。

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の帰国の際の投票)

第四十九条の四 前条第一項の選挙人で国内にあるものの投票については、政令で定めるところにより、第四十四条(投票所)においての投票)、第四十五条(投票用紙の交付及び様式)、第四十六条(投票の記載事項及び投函<sup>かん</sup>)第一項から第三項まで、第四十八条(代理投票)及び次条の規定にかかわらず、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、在外選挙人証を提示させて行わせることができる。

2 前条第一項の選挙人で国内にあるものうち次の各号に掲げる事由のいずれかにより国内にある期間を通じて自らその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所に行き投票をすることができないものの投票については、同項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び次

条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、在外選挙人証を提示させて行わせることができる。

一 選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその在外選挙人名簿の属する市町村の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。

二 選挙人が疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥じよくにあるため歩行が著しく困難であるべきこと又は監獄、少年院若しくは婦人補導院に収容中であるべきこと。

三 交通至難の島その他の地で自治省令で定める地域に居住中若しくは滞在中又はその地域において職務若しくは業務に従事中であるべきこと。

四 選挙人がその在外選挙人名簿の属する市町村の区域の属する都道府県の議会の議員の選挙区の区域外の住所に居住中であるべきこと。

3 第四十九条（不在者投票）第二項の規定は、前条第一項の選挙人で国内にあるものについて準用する。

この場合において、第四十九条第二項中「前項」とあるのは「第四十九条の四（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の帰国の際の投票）第一項及び第二項」と、「その現在する場所において」とあるのは



「在外選挙人証を添え投票用紙の請求をして投票用紙の送付を受け、その現在する場所において」と読み替えるものとする。

第五十五条中「除く外」を「除くほか」に、「及び選挙人名簿又はその抄本」を「選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第五十六条中「及び選挙人名簿又はその抄本」を「選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第九十四条第一項及び第九十五条中「選挙運動」を「選挙運動（国外においてする選挙運動を除く。）」に改める。

第二百三十六条第一項中「選挙人名簿に登録をさせた者」を「選挙人名簿若しくは在外選挙人名簿に登録をさせ又は第四十九条の二（不在者投票）第二項若しくは第四十九条の三（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票）第二項に基づき選挙人名簿若しくは在外選挙人名簿に投票用紙の送付を受ける国外の住所として虚偽の住所を付記させた者」に改める。

第二百四十七条中「超えて選挙運動」の下に「（国外においてする選挙運動を除く。）」を加える。

第二百五十五条の見出し中「不在者投票」を「不在者投票等」に改め、同条第一項中「第一項」の下に「又は第四十九条の四（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の帰国の際の投票）第一項若しくは第二項」を加え、同条第二項中「第四十九条第二項」の下に「（第四十九条の四第三項において準用する場合を含む。）」を加え、第十六章中同条の次に次の二条を加える。

（在外投票の場合の罰則の適用）

第二百五十五条の二 第四十九条の二（不在者投票）第一項又は第四十九条の三（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票）第一項の規定による投票については、その投票を管理すべき在外公館の長はこれを投票管理者、この法律及びこの法律に基づく命令により在外公館の長の権限に属させられた事務に従事する在外公館の職員はこれを選挙管理委員会の職員、その投票を記載すべき場所はこれを投票所、その投票に立ち会うべき者はこれを投票立会人、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者はこれを第四十八条（代理投票）第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた

者とみなして、この章の規定を適用する。

2 第四十九条の二第二項又は第四十九条の三第二項の規定による投票については、この法律及びこの法律に基づく命令により在外公館の長の権限に属させられた事務に従事する在外公館の職員はこれを選挙管理委員会の職員、選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵送するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所はこれを投票所とみなして、第二百二十一条（買収及び利害誘導罪）第二項、第二百二十六条（職権濫用による選挙の自由妨害罪）、第二百二十八条（投票干渉罪）第一項、第二百三十四条（選挙犯罪の煽動罪）中第二百二十一条第二項、第二百二十三條第二項及び第二百二十八条第一項に係る部分、第二百三十七条（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）第四項並びに第二百四十一条（選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反）（第三百三十六條（特定公務員の選挙運動の禁止）の規定に違反して選挙運動をした者に係る部分に限る。以下同じ。）の規定を適用する。

（国外犯）

第二百五十五条の三 第二百二十一条（買収及び利害誘導罪）、第二百二十二条（多数人買収及び多数人利

害誘導罪)、第二百二十三條(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)、第二百二十三條の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)、第二百二十四條の二(おとり罪)、第二百二十四條の三(候補者の選定に関する罪)第一項及び第二項、第二百二十五條(選挙の自由妨害罪)、第二百二十六條(職権濫用による選挙の自由妨害罪)、第二百二十七條(投票の秘密侵害罪)、第二百二十八條(投票干渉罪)第一項、第二百二十九條(選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騷擾罪等)、第二百三十條(多衆の選挙妨害罪)、第二百三十一條(凶器携帯罪)第一項、第二百三十二條(投票所、開票所、選挙会場等における凶器携帯罪)、第二百三十四條(選挙犯罪の煽動罪)、第二百三十五條(虚偽事項の公表罪)、第二百三十五條の五(氏名等の虚偽表示罪)、第二百三十七條(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)、第二百三十七條の二(代理投票における記載義務違反)、第二百三十八條(立会人の義務を怠る罪)、第二百三十九條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一項(第二百三十七條の三(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)の規定に違反して選挙運動をした者に係る部分に限る。)、第二百三十九條の二(公務員等の選挙運動等の制限違反)第二項並びに第二百四十一條(選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反)の規定は、国外においてその罪を犯した日本国民にも適用す

る。

第二百六十三条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 在外選挙人名簿及び在外選挙人証の調製に要する費用

第二百六十九条の次に次の二条を加える。

(選挙に関する期日の国外における取扱い)

第二百六十九条の二 この法律に規定する衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する期日の国外における取扱いについては、政令で定める。

(選挙が行われることの国外における周知)

第二百六十九条の三 領事官は、衆議院が解散された日又は衆議院議員若しくは参議院議員の任期満了の日の六十日前の日以後、速やかに、当該領事官の管轄区域内に住所を有する者で政令で定めるものに対する葉書の送付その他選挙人に対し選挙が行われる旨を周知させるための措置をとるよう努めるものとする。

第二百七十条中「基く」を「基づく」に、「第二十九条第三項(選挙人名簿の修正に関する調査の請求)の規定による選挙人名簿」を「第二十九条(通報及び閲覧等)第三項の規定又は第三十条の十一(在外選挙

人名簿に関する通報及び閲覧等」第二項において準用する第二十九条第三項の規定による選挙人名簿又は在外選挙人名簿」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四十九条の二（不在者投票）第一項若しくは第四十九条の三（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票）第一項の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対してする行為は、政令で定める時間内に行わなければならない。

第二百七十一条の四の次に次の一条を加える。

（在外投票等を行うことができない場合の取扱い）

第二百七十一条の五 天災その他避けることのできない事故により第四十九条の二（不在者投票）又は第四十九条の三（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票）の規定による投票をこれらの条に定める期間内に行うことができないときは、更に投票を行わないものとする。

附則第三項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

附則に次の一項を加える。

6 当分の間、第三十条の六第二項、第三十条の七及び第四十九条の二から第四十九条の四までの規定は、

衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の補欠選挙及びこれに係る再選挙には、適用しない。

## 附 則

### （施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第四章の次に一章を加える改正規定中第三十六条の六第二項に係る部分、第四十九条の次に三条を加える改正規定、第二百六十九条の次に二条を加える改正規定中第二百六十九条の三に係る部分及び附則に一項を加える改正規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、附則第八条の規定は公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）第四十九条の二から第四十九条の四まで、第二百六十九条の三及び附則第六項の規定は、前項ただし書に規定する政令で定める日以後初めて行われる衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙（公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再

選挙を除く。)について適用し、公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙及び当該選挙に係る再選挙については、なお従前の例による。

(在外選挙人名簿に係る縦覧に関する経過措置)

第二条 前条第一項ただし書に規定する政令で定める日までの間における新法第三十条の七第一項の規定の適用については、同項中「毎年四回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際」とあるのは、「毎年四回」とする。

(漁業法の一部改正)

第三条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「並びに第四十六条の二」を、「第四十六条の二並びに第四十九条の二から第四十九条の四まで」に、「並びに第二百五十二条の三」を、「第二百五十二条の三、第二百五十五条の二並びに第二百五十五条の三」に、「第二百七十条本文」を「第二百七十条第一項本文」に改め、同項の表第四十九条第一項の項及び第四十九条第二項の項中「次条」を「第五十条」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)



第四条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表以外の部分中「第四十六条の二」の下に「、第四十九条の二から第四十九条の四まで」を加え、「並びに第二百五十二条の三」を「、第二百五十二条の三、第二百五十五条の二並びに第二百五十五条の三」に、「第二百七十条本文」を「第二百七十条第一項本文」に改める。

第十四条第六項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

（外務省設置法の一部改正）

第五条 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（領事官の管轄区域）

第十一条の二 領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）の管轄区域は、外務省令で定める。

第十二条中「（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第六条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

（戸籍の附票の記載事項の特例）

第十七条の二 戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録された市町村名を記載しなければならない。

第十九条の次に次の一条を加える。

（在外選挙人名簿の登録等に関する選挙管理委員会の通知）

第十九条の二 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に登録したとき、又は同法第三十条の十の規定により在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正）

第七条 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「村の長」を「村の長等」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 当分の間、北方地域に本籍を有する者についての公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十一条第三項（政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条第四項で準用する場合を含む。）及び第三十条の十二の規定に基づく通知に関する事務並びに公職選挙法第三十条の二に規定する在外選挙人名簿に関する市町村の選挙管理委員会の事務は、他の法令の規定にかかわらず、自治大臣が北方領土隣接地域の市又は町の長及び選挙管理委員会のうちから指名したものが行う。

（他の法令への委任）

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、別に法律及び政令で定める。



## 理由

多数の国民が国外に居住し、かつ、これらの者が選挙権を行使することができない現状にかんがみ、これらの者について選挙権の行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の制度を創設し、その登録を受けた者が、衆議院議員又は参議院議員の選挙において、在外公館において投票を行うことができることとするほか、在外公館においての投票が困難な場合には郵便による投票を行うこともできることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



## 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、衆議院議員の総選挙、参議院議員の通常選挙のそれぞれについて約五億円の増加となる見込みである。